

第 8 5 号議案

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例設定について

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市
条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（電磁的記録等）</u> <u>第 2 1 条 福祉ホーム及びその職員は、記</u> <u>録、保存その他これらに類するものう</u> <u>ち、この条例の規定において書面（書面、</u> <u>書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複</u> <u>本その他文字、図形等人の知覚によって認</u> <u>識することができる情報が記載された紙そ</u> <u>の他の有体物をいう。以下この条において</u> <u>同じ。）で行うことが規定されている又は</u> <u>想定されるもの（次項に規定するものを除</u> <u>く。）については、書面に代えて、当該書</u> <u>面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的</u> <u>方式その他の知覚によつては認識するこ</u> <u>とができない方式で作られる記録であつ</u> <u>て、電子計算機による情報処理の用に供さ</u> <u>れるものをいう。）により行うことができ</u> <u>る。</u> <u>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意</u> <u>その他これらに類するもの（以下「説明</u> <u>等」という。）のうち、この条例の規定に</u></p>	

において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)
第22条 (略)

(委任)
第21条 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。